

豊後高田市競争入札参加資格者の準市内業者認定要領

(趣旨)

第1条 この要領は、豊後高田市（以下「市」という。）の建設工事競争入札参加資格者登録名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登載された者のうち、準市内業者を認定するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 市内業者とは、市内に本店又は本社（建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による許可を受けた主たる営業所をいう。以下「本店等」という。）を有する者をいう。

2 準市内業者とは、市内に支店、支社若しくは営業所（建設業法の規定による許可を受けた従たる営業所をいう。以下「支店等」という。）を有し、次の各号のいずれにも該当する者をいう。

- (1) 支店等が本店等から委任され、常時、請負契約の見積り、入札、契約締結等の実態的な行為を行う事務所であること。
- (2) 法令等による許可が必要な業務にあっては、その許可を受けていること。この場合において、法令等による許可が支店等ごとに必要なときは、支店等において許可を受けていること。

(認定要件)

第3条 支店等が次の各号のいずれにも該当する場合、準市内業者として認定するものとする。

- (1) 事務所としての形態を整えていること。
 - ア 事務所は、会社役員、社員又は他の者が居住している専用住宅でなく、事業用の建物（兼用住宅のうち、居住部分と明確に区分された営業を行うべき場所を有しているものを含む。）であること。
 - イ 市と契約する事業等を履行する上で必要な事務用什器（机、椅子等）及び事務用機器（電話、ファクシミリ、複写機等）が専用で備え付けられていること。
 - ウ 事務所の所在を明らかにする看板や表札が表示されていること。
- (2) 営業活動を行い得る人的配置がなされていること。
 - ア 責任者が存在し、常勤していること。
 - イ 建設業法の規定に基づく登録工種に係る専任技術者が常勤していること。
- (3) 通常の勤務時間中、常時外部との連絡が取れる体制となっていること。
- (4) 市に納付すべき法人市民税を完納していること。ただし、支店等の新設により納付実績のない者は、市に提出した法人等の設立・支店等の設置届の写しを提出することによりかえることができる。

(提出書類)

第4条 準市内業者としての認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、支店等の状況報告書（以下「報告書」という。）を提出しなければならない。

(認定)

第5条 前条の規定による提出があった場合は、報告書の審査を行い、準市内業者と認定するものとする。この場合において、認定の有効期間は、有資格者名簿の有効期間と同一とする。

2 申請者が第3条各号の認定要件を満たしているかを確認するため、必要に応じ、当該事務所を訪問し、実態調査を行うものとする。

(認定の取消し)

第6条 準市内業者として認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すものとする。

- (1) 報告書の内容について、虚偽の記載をし、又は重要な事項について記載をしなかったことが判明したとき。
- (2) 実態調査に協力しないとき又は実態調査によって第3条各号の認定要件を満たしていないと認められるとき。
- (3) 準市内業者として必要な要件のいずれかを満たさなくなったとき。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和2年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の日の前日までに、現に準市内業者として取り扱っていた者については、第5条第1項の規定に関わらず、当分の間、準市内業者として認定されたものとみなす。

支店等の状況報告書

令和 年 月 日

豊後高田市長 様

本店（主たる営業所）

所在地

商号又は名称

代表者役職

代表者氏名

(印)

下記のとおり、豊後高田市内に支店、支社若しくは営業所（建設業法の規定による許可を受けた従たる営業所をいう。以下「支店等」という。）を設けて建設業の営業を行っているので、支店等の状況報告書（以下「報告書」という。）を提出します。

なお、この報告書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

[1] 支店等の所在地等

所在地	豊後高田市		
名称			
電話番号		FAX番号	

[2] 支店等の形態（該当する項目「□」に「✓」を記入してください）

敷地	<input type="checkbox"/> 所有	借地の 場合	契約日	令和 年 月 日
	<input type="checkbox"/> 借地		契約期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
建物	<input type="checkbox"/> 所有	借家の 場合	契約日	令和 年 月 日
	<input type="checkbox"/> 借家		契約期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

[3] 支店等の営業状況（該当する項目「□」に「✓」を記入してください）

営業時間	午前 時 分 ~ 午後 時 分		
従業者数	常勤 名 + 非常勤 名 = 計 名 () () () ※()欄は、豊後高田市内に住所を有する従業者数を記入		
常駐責任者	(役職) (氏名)		
専任技術者	氏名	建設工事の種類	有資格区分
事業所設置年月日	令和 年 月 日 (営業年数 年 ヶ月)		
法人市民税の納付状況	<input type="checkbox"/> 納付実績あり <input type="checkbox"/> 納付実績なし → 納付実績がない理由 ()		

担当課使用欄	<input type="checkbox"/> 書類確認	<input type="checkbox"/> 名簿登録	<input type="checkbox"/> 登録確認
--------	-------------------------------	-------------------------------	-------------------------------

[4] 支店等の設備 (該当する項目「□」に「✓」を記入してください)

建物の用途	<input type="checkbox"/> 事務所専用 <input type="checkbox"/> 住居兼用 ※事務所部分と住居部分が明確に区分されているものに限る <input type="checkbox"/> その他 ()
看板の設置	<input type="checkbox"/> 社名(支店・営業所名)の入った看板、表札を設置している ※表示内容 () <input type="checkbox"/> 社名(支店・営業所名)の入った看板、表札を設置していない
事務用機器等	<input type="checkbox"/> 電話 台 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> FAX 台 <input type="checkbox"/> パソコン 台 <input type="checkbox"/> コピー機 台 <input type="checkbox"/> 机 台 <input type="checkbox"/> 椅子 脚

[5] 支店等の外観写真

支店等の外観及び看板等会社名が確認できる写真を貼付してください。

※写真については、報告書提出日の3カ月以内に撮影したものに限りです。

(外観写真)

【添付書類】

1. 市税の納税証明書(原本) ※報告書提出日の1カ月以内のもの
2. 支店等の位置図

【注意事項】

※法人市民税の納付実績がない場合は、市に提出した法人等の設立・支店等の設置届の写しを添付してください。

※法人市民税の納付実績がなかったため、法人等の設立・支店等の設置届の写しを添付した場合は、法人市民税の納付後、速やかに法人市民税の納税証明書(原本)を提出してください。

※報告書を提出後、記載内容に変更があった場合は、速やかに変更後の報告書を提出してください(変更箇所を朱書きすること)。